

## 青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案理由

施設の老朽化等に伴い、「青森市立浪岡中央児童館」及び「青森市立高田児童館」について、児童館機能を近隣の公共施設へ移転するため、所要の改正を行うもの。

#### (1) 浪岡中央児童館

浪岡中央児童館は、令和7年1月6日（月）に積雪により倒壊したため、浪岡総合保健福祉センター内老人福祉センターへ児童館機能を移転し、浪岡中央児童室として運営（平日以外は杉高児童館を利用）を行っていることから、所要の改正を行うもの。

項目	浪岡中央児童室	浪岡中央児童館
開設場所	[平日] 浪岡総合保健福祉センター内老人福祉センター（浪岡大字浪岡字稻村 274） [土曜日・学校休業日] 杉高児童館（浪岡大字高屋敷字後田 32-1）	浪岡大字浪岡字細田 200-2
建築年月	平成11年12月（浪岡総合保健福祉センター） 昭和58年1月（杉高児童館）	昭和44年10月
設備	老人福祉センター 283 m <sup>2</sup> （多機能室、ホール、作業訓練室、談話室、便所の全てが共用） 杉高児童館 336 m <sup>2</sup> （遊戯室、図書室・集会室、事務室、調理室、便所）	314.68 m <sup>2</sup> （遊戯室、図書室・集会室、事務室、調理室、便所）
管理方法	業務委託（令和7年1月～令和8年3月）	指定管理（令和3年4月～令和7年1月）
対象者	18歳未満	
開設時間	[平日] 9時～18時 [土曜日・学校休業日] 8時～18時 ※変更なし	
休業日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3） ※変更なし	

#### (2) 高田児童館

高田児童館は、築59年を経過し老朽化が進んでおり、近隣の公共施設である高田小学校内の教室の一部を活用し、令和8年度から高田小学校内へ児童館機能を移転し、高田児童室として運営を行うため、所要の改正を行うもの。

項目	高田児童室	高田児童館
開設場所	大字高田字川瀬 200-5（高田小学校内）	大字高田字日野 226
建築年月	昭和50年12月	昭和41年11月
設備	58.51 m <sup>2</sup> （コンピュータ室） ※体育館、家庭科室、校庭、便所は共用で、学校等で使用しない場合は、利用可能。	186.30 m <sup>2</sup> （遊戯室、図書室、工作室、事務室、調理室、館庭、便所）
管理方法	業務委託（令和8年4月～令和13年3月）	指定管理（令和3年4月～令和8年3月）
対象者	18歳未満	
開設時間	[平日] 9時～18時 [土曜日・学校休業日] 8時～18時 ※変更なし	
休業日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3） ※変更なし	

### 2 改正概要

青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成十七年青森市条例第百十七号）第三条第三項の表から、「青森市立浪岡中央児童館」及び「青森市立高田児童館」を削除する。

### 3 施行期日

浪岡中央児童館については令和8年2月1日、高田児童館については令和8年4月1日